

総合振興計画とは

利根町をどのような「まち」にするのか、将来像を示し、そのために、だれがどんなことをしていくかを総合的・体系的にまとめたものです。

計画の構成と期間

総合振興計画の構成は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つで構成します。

2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
基本構想（12 年間）											
前期基本計画（6 年間）						後期基本計画（6 年間）					
						※今回策定					
実施計画（3 年間）			※実施計画は、毎年ローリング方式で見直し								
実施計画（3 年間）											

まちづくりの将来像

ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね

まちづくり将来像実現のための5つの基本方針

- 基本方針1 安全で人にやさしい快適なまちづくり
- 基本方針2 いつまでも健康で元気あふれるまちづくり
- 基本方針3 誰もが夢を持ち輝き続けるまちづくり
- 基本方針4 みんなが集まるおもしろいまちづくり
- 基本方針5 みんなが主役でともに進むまちづくり

町では、まちづくりの将来像である「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」の実現を目指し、総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。

このたび、前期基本計画の計画期間が令和6年度で満了となることから、引き続き、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるため、令和7年度を初年度とする第5次利根町総合振興計画後期基本計画を策定しました。

本計画は、まちづくりの将来像を前期基本計画から継承するとともに、人口減少対策などの施策をまとめた「利根町デジタル田園都市国家構想総合戦

略」を重点施策に位置付け一体的に施策の推進を図ります。

▼総合振興計画の公表

策定しました総合振興計画につきましては、町公式ホームページで公表するほか、利根町役場、利根町図書館の情報公開コーナーでも冊子で公表します。

▼概要版の配布

町民の皆さまには、総合振興計画の概要版を広報とね5月号と合わせ各戸配布します。

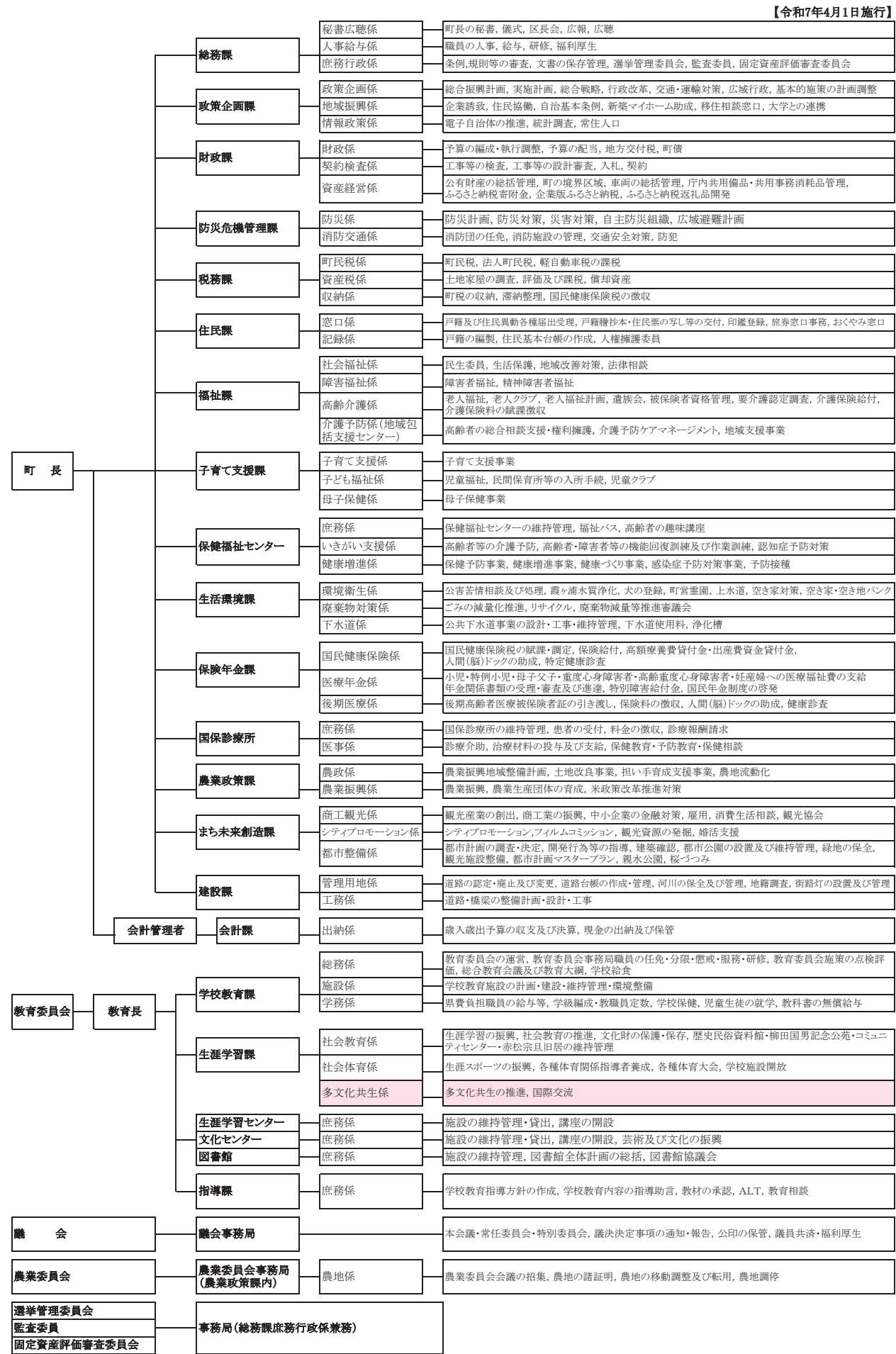
▼問い合わせ

政策企画課 政策企画係
☎68・2211（内線336）

第5次利根町総合振興計画後期基本計画

利根町行政組織図

ご不明な点がございましたら各課へお問い合わせください



地域公共交通計画とは

「地域公共交通計画」は「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにするマスタープランとしての役割を果たすものです。

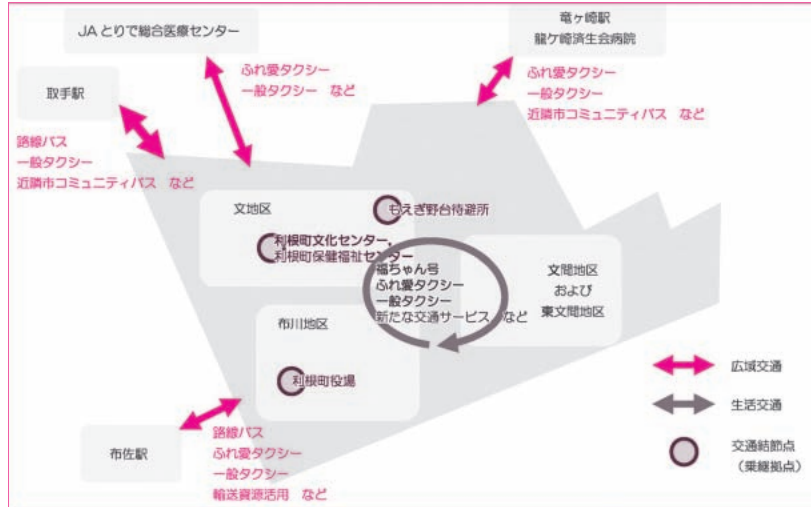
計画の対象と期間

本計画の区域は、利根町全域とし、計画期間は令和7年度から令和12年度までの6年間としています。

計画目標

- ①町内の移動を支える公共交通サービスの提供
- ②町外への移動を支える公共交通サービスの提供
- ③スマートに連携する公共交通ネットワークの構築
- ④地域とともに支える公共交通サービスので提供
- ⑤高齢者の生活を支える公共交通サービスの提供

利根町地域公共交通ネットワークの目指す将来像



利根町地域公共交通計画

町では、「みんなの生活を みんなで支える 持続可能な地域公共交通ネットワークの構築」を基本方針とした利根町地域公共交通計画を策定しました。

本計画は、人口減少や少子高齢化の進行に伴い公共交通利用者が減少している公共交通の安定的な維持や、町民の生活の足を確保するため、地域公共交通の全体的な見直しに取り組み施策をまとめた計画です。

▼地域公共交通計画の公表

策定しました地域公共交通計画につきましては、町公式ホームページで公表するほか、利根町役場、利根町図書館の情報公開コーナーでも冊子で公表します。

▼概要版の配布

町民の皆さまには、地域公共交通計画の概要版を広報とね5月号と合わせ各戸配布します。

▼問い合わせ

政策企画課 政策企画係
☎68・2211（内線336）